

燕市告示第 202 号

燕市中小企業 CO2 排出量可視化促進業務受託候補者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

燕市長 鈴木 力

燕市中小企業 CO2排出量可視化促進業務受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内中小企業者が自社の二酸化炭素排出量の把握を行うに当たり、排出量可視化の促進業務の受託候補者の選定に際してプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に行うため、燕市中小企業 CO2 排出量可視化促進業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この告示において、プロポーザル方式とは、受託者を決定する場合において、企画提案及び技術提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者を選定する方法をいう。

(所掌事項)

第3条 選定委員会は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 受託候補者を選定するための審査基準に関する事項
- (2) 提案者及び企画提案書その他提出された書類の審査に関する事項
- (3) プロポーザルの評価及び受託候補者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、選定委員会の目的を達成するために必要と認められる事項

2 選定委員会は、前項各号に掲げる事項の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(組織)

第4条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市民生活部長
- (2) 産業振興部長
- (3) 地球温暖化防止に関し識見を有するもの
- (4) 商工業の事業経営に関し識見を有するもの

(任期)

第5条 選定委員会の委員の任期は、選任された日から第3条第2項に規定する市長への報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員より選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、非公開とする。

(意見等の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び前条に定める関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 10 条 選定委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 当該委員が任期の最初に招集される選定委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、中小企業 CO2排出量可視化促進業務の契約が締結された日の翌日に、その効力を失う。